

第 7 章 事故關係

第7章 事故関係

1 事故時の連絡体制

(1) 事故の定義

「事故」とは、次に掲げるものであって、地震、落雷等の天災によるものを含みます。

① 高圧ガスに係る事故等

- ア 爆発 高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したもの
- イ 火災 設備等において、燃焼現象が生じたもの
- ウ 噴出・漏えい

設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの（以下の場合を除く。）

- (ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合。
 - (イ) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合。
- エ 破裂・破損等 高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたもの。
 - オ 喪失・盗難 高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難
 - カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
 - キ その他

② 高圧ガス施設に影響を及ぼすおそれのある事故

※ 石油コンビナート等災害防止法（以下石災法）の特定事業所において上記の事故が発生した場合、石災法第23条第1項の異常な現象にも該当する場合があります。あらかじめ「茨城県石油コンビナート等防災計画」の異常な現象の定義を確認してください。

※ 以下の事故については、液石法に係る事故として取り扱います。

1 次の各号の一に掲げる充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

- (1) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの
- (2) 消費設備（移動中のものを除く。）
- (3) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの

2 移動式製造設備であって液石法第37条の4の充てん設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において発生した事故

(2) 事故通報及び連絡系統

ア 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、(別表)の事故対応区分による。

イ 事業所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに(別図)の連絡体制により、次に掲げる事項を電話で通報するものとする。

なお、事故の概要、事故の原因、応急措置の内容について逐次報告するものとする。

- ① 事故の種類
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 発生施設
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ 被害の状況

ウ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて逐次報告する。

エ 第2報以降の事故情報の報告先について、通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

オ 原則として、電話による通報と同時に、「事故発生報告書」(別紙様式)をファクシミリで送信する。

2 事故届の提出

事故が発生した事業者は、遅滞なく「事故届書」を 第1章 2 申請書・届出書の提出先 に提出しなければなりません。(法第63条, 一般則第98条, 液石則第96条)

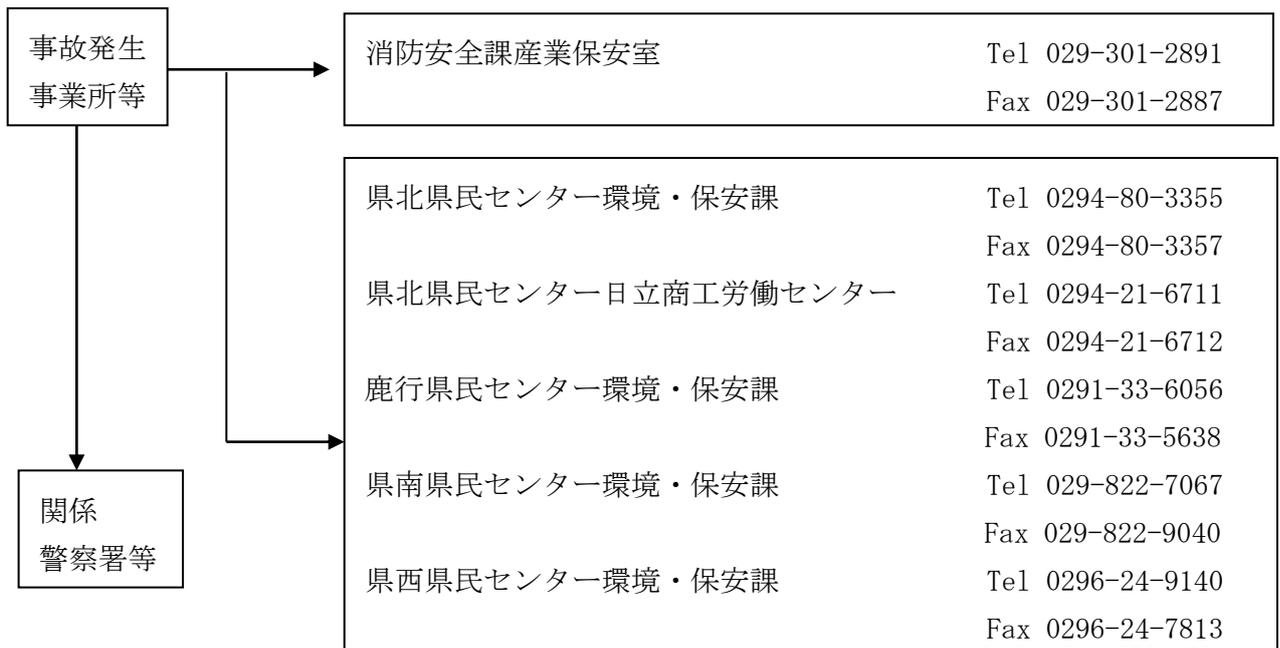
事故届書には、事故発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度、再発防止策などを記載してください。(必要に応じて図面を添付)

(別表) 高圧ガスに係る事故対応区分

事業所等の区分		事故対応区分
高圧ガスを製造する者	第一種製造者（冷凍に係る者を除く）	産業保安室
	第一種製造者（冷凍に係る者に限る）	産業保安室（県央地区）
	第二種製造者	県民センター（県央地区以外）
高圧ガスを貯蔵する者（第一種貯蔵所，第二種貯蔵所に限る。）		産業保安室
高圧ガスを販売する者		産業保安室（県央地区） 県民センター（県央地区以外） 又は常陸大宮市
高圧ガスを移動する者		産業保安室
高圧ガスを消費する者	特定高圧ガス消費者	
	その他消費者	
その他高圧ガスを取り扱う者		県民センター（県央地区以外）

(別図) 高圧ガスに係る事故時連絡体制

1 平日（月曜～金曜 8：30～17：15[祝日を除く]）



2 休日・夜間（平日以外）

